

第10章 雑則及び罰則

第1節 贈与税の申告内容の開示

1 制度創設の背景

我が国の相続税は、各相続人等が相続等により取得した財産の合計を一旦法定相続分で分割したものと仮定して相続税の総額を算出し、それを実際の遺産の取得額に応じてあん分するという計算の仕組み（法定相続分課税方式）を採っているため、一人の相続人の相続税額を算出するためには相続人等の全員の遺産の取得額に加えて、相続財産への加算の対象となる贈与財産（相続開始前3年以内の贈与財産及び相続時精算課税制度の対象となった贈与財産）の価額の把握も必要な仕組みとなっている。

このように、他の相続人の贈与財産の価額が分からないと相続税の計算ができないことから、平成15年度の税制改正における相続時精算課税制度の導入を機に、他の相続人等に対して贈与税の申告内容を開示する制度が創設された。

(注) この開示制度においても、贈与の申告が適正に行われていない場合など、真実の贈与内容が開示されるとは限らないことに留意する必要がある。

2 制度の仕組み（概要）

(1) 開示請求者

相続又は遺贈（相続時精算課税の適用を受ける財産に係る贈与を含む。）により財産を取得した者は、他の共同相続人等がある場合には、被相続人に係る相続税の期限内申告書等の提出又は更正の請求に必要となるときに限り、他の共同相続人等がその被相続人から相続開始前3年以内に取得した財産又は相続時精算課税の適用を受けた財産に係る贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格の合計額について、開示の請求をすることができる（相法49①）。

(2) 開示の内容

開示の請求があった場合には、税務署長は次に掲げる金額を請求後2月以内に開示しなければならない（相法49②）。

- ① 被相続人に係る相続の開始前3年以内に当該被相続人から贈与により取得した財産の価額の合計額
- ② 被相続人から贈与により取得した財産で、相続時精算課税の適用を受けたものの価額の合計額

【参考法令・通達番号】

相令27、相基通49-1

第2節 罰 則

1 脱税犯

偽りその他不正の行為によって相続税又は贈与税を免れた者は、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又は併科される。

免れた相続税額又は贈与税額が1,000万円を超えるときは、情状により、1,000万円を超えた金額で、その免れた相続税

額又は贈与税額に相当する金額以下の罰金とすることができる（相法68①②）。

2 故意の申告書不提出によるほ脱犯

期限内申告書又は特別縁故者に対して相続財産が分与された場合の修正申告書（相法31②）をその提出期限までに提出しないことにより相続税又は贈与税を免れた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処せられる。

免れた相続税額又は贈与税額が500万円を超えるときは、情状により、500万円を超えた金額で、その免れた相続税額又は贈与税額に相当する金額以下の罰金とすることができる（相法68③④）。

（注）この規定は、平成23年8月30日以後にした違反行為について適用される。

3 無申告犯

① 正当な事由がなくて期限内申告書又は相続税法第31条第2項に規定する修正申告書をその提出期限までに提出しなかった者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

ただし、情状によっては、その刑を免除することができる（相法69）。

② 正当な理由がなくて租税特別措置法第69条の3第1項若しくは第2項（在外財産等の価額が算定可能となった場合の修正申告等）、同法第70条第6項若しくは第7項（国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等）、同法第70条の2第4項（直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税）、同法第70条の3第4項（特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例）又は同法第70条の7の14第2項（医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例）の規定による修正申告書又は期限後申告書をこれらの申告書の提出期限までに提出しなかった者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。ただし、情状によっては、その刑が免除されることがある（措法70の13）。

4 秩序犯

次の各号に該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる（相法70、通法128二、三）。

- ① 相続税法第59条に規定する生命保険金及び退職手当金などに関する支払調書を提出せず、又はその調書に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者
- ② 国税通則法第74条の3の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は当該規定による検査等を拒み、妨げ若しくは忌避した者
- ③ 国税通則法第74条の3の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

5 両罰規定

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の違反行為をしたときは、その行為者を罰する他、その法人又は人に対し、それぞれの規定による罰金刑が科せられる（相法71）。

- ① 相続税法第68条第1項【脱税犯】
- ② 同法第68条第3項【故意の申告書不提出によるほ脱犯】

③ 同法第69条【無申告犯】

④ 同法第70条【秩序犯】

6 秘密漏えいの罰

相続税又は贈与税の調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、その者は2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（通法126）。